限定承認公告

本籍千葉県山武郡大網白里町木崎五六〇番地八、最後の住所千葉県山武郡大網白里町大網一七二番地一　サニーハイム小高二〇三

被相続人　亡　高浦　一夫

右被相続人は平成二十四年五月二十二日頃から同年六月九日までの間に死亡し、その相続人は平成二十四年七月二十七日千葉家庭裁判所八日市場支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十日

千葉県山武郡大網白里町木崎五六〇番地八

相続財産管理人　髙浦　里奈

限定承認公告

本籍滋賀県湖南市三雲一一二番地、最後の住所滋賀県湖南市三雲一一二九番地四

被相続人　亡　高橋　昇

右被相続人は平成二十年十月十六日死亡し、その相続人は平成二十四年七月三十一日大津家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月十日

滋賀県大津市音羽台一〇番一―三〇三号オプト大津　相続財産管理人　高橋　洋子

金融商品取引業者の吸収合併の公告

当社は、吸収合併により興和不動産株式会社（住所東京都港区南青山一丁目一五番五号）に権利義務全部を承継させて解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十四年十月一日です。

平成二十四年八月十日

東京都中央区日本橋一丁目一三番一号

株式会社新日鉄都市開発

代表取締役　正賀　晃

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億四百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十四年七月二十四日付官報の号外第百五十九号七十九頁に掲載されています。

平成二十四年八月十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング　RW3特定目的会社

取締役　小泉　秀樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十五億円減少し、また優先出資三万口（第一回A号優先出資二万四千口及び第一回B号優先出資六千口）を一口につき金五万円をもって消却することに致しました。

消却に要する金額は金十五億円とし、効力発生日は平成二十四年九月十一日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年四月十一日

掲載頁　九十一頁（号外第八十四号）

平成二十四年八月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

京橋TDビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十四年八月二十七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

本件優先出資のうち、特定資産の売却、特定資産についての賃料収入又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本件流動化計画に係る業務の終了前に償還し、本特定目的会社が利用可能な資金をもって本件優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記特定資産の売却又は消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、

（一）特定資産を売却した場合には、その売却代金から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債（もしあれば）及び特定目的借入（もしあれば）の額を控除した額、（二）確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び（三）特定社債要項の条件に従い積立等を行い、本特定目的会社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限とし、取締役が本件優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額を減少する時期

平成二十四年九月十一日に行う。

四、減少する優先資本金の額

金十五億円

五、消却する優先出資の種類

当社は第一回A号優先出資及び第一回B号優先出資の二種類を発行しており、第一回A号優先出資及び第一回B号優先出資ともに消却する。

六、消却する優先出資の口数

三万口（第一回A号優先出資につき二万四千口、第一回B号優先出資につき六千口）

七、優先出資の消却の方法

各本件優先資本金の額の減少において、本件優先出資の消却を行い、この場合、任意買入消却の方法による。即ち、取締役が決定する減少する本件優先資本金の額を、買い入れを希望する本件優先出資社員の中から本件優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合は、抽選によって決める。この場合、消却に要する金額は、消却される本件優先出資一口につき金五万円となる。

八、消却に要する金額

金十五億円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社は第一回A号優先出資及び第一回B号優先出資の二種類を発行しており、第一回A号優先出資及び第一回B号優先出資ともに優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十四年八月十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

京橋TDビル特定目的会社

取締役　塩野　光二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、平成二十四年四月十三日付官報の号外第八十七号八十六頁に掲載されています。

平成二十四年八月十日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

那須プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資三万四千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十四年九月十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十四年八月十日

東京都千代田区永田町二丁目一三番一〇号

那須プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

平成二十四年八月二日掲載の金融商品取引業の廃止の公告中、「第二種金融商品取引業」とあるは「金融商品取引業」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年八月十日

東京都千代田区麹町五丁目三番地

株式会社トップストリームAM

代表取締役　川松　保夫

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十四年六月十五日（号外第百三十号）公布厚生労働省令第九十四号（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令）（印刷誤り）				
	六	下	一〇一　薬剤	1．薬剤
	〃	〃	一四五　収集、運搬	収集、運搬
平成十六年三月五日中国地方整備局告示第十八号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
	一〇二		一〇字上桶掛	字上樋掛
平成二十二年三月二十三日（号外第六十号）中国地方整備局告示第五十一号（同）（原稿誤り）				
	一二	上	終りから三字上桶掛	字上樋掛

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月十日付第一七三号九六　ページ●同日付政府調達第一五二号七二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）